

2月16日から

所得税の確定申告が始まります!!



平成5年分・所得税の確定申告の準備は、もうお済みですか？
ことしも所得税の確定申告と村県民税の申告のシーズンが近づいてきました。申告期間は二月十六日から三月十五日までの一か月間ですが、期限

間近になりますと会場が混み合い、長時間お待ちいただくことになったり、落ちついて相談できなかったり、ということになりかねません。皆さん、確定申告はできるだけ早めに済ませましょう。

どんな場合に確定申告を？

確定申告をしなければならぬ人

次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

- ① 営業・農業等の事業をしている場合や不動産収入のある場合、及び土地・建物を買った場合等で、平成5年中(一月～十二月)の所得金額の合計額から基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除の額を超えるとき。
- ② サラリーマンで、給与の収入金額が千五百万円を超える人や、給与所得・退職所得金額以外の各種所得金額の合計額が二十万円を超えるとき(たとえば、会社に勤めて給与をもらっている人で、そのほかに二十万円を超える農業所得や不動産所得等があった場合)。

確定申告で所得税が戻ってくる人

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合などは、確定申告すれば源泉徴収された所得税が戻ってきます。

◎ 住宅取得特別控除

住宅を新・増築し、または新築・既存住宅を購入して六か月以内に居住の用に供し、引き続き居住している場合で、一定の要件にあてはまる借入金等を有するときは、入居した年から六年間にわたり所得税から一定の額(最高二十五万円)が控除されます。

◎ 医療費控除

あなたが自分の家族の病気やけがなどにより多額の医療費(保険などで補てん

された金額を除き、十万円または所得の五パーセントのいずれか少ない額以上の金額)を支払ったときは、医療費控除として所得から一定の額を差し引くことができます。

これらの控除は、サラリーマン以外の人でもこれから確定申告をすると同じような控除が受けられます。

なお、年末調整を済ませたかたが還付の申告を受ける場合は、二月十六日以前でも受け付けていますので、お早めに申告してください(早めに申告すれば、それだけ早く還付が受けられます)。

ただし、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得以外の所得金額があると、たとえそれが二十万円以下であっても所得金額に合計しなければなりません。

※確定申告をする場合は、源泉徴収票(給与所得者等)、印かん、申告書、税務署から送られたかた)等をご持参ください。

電話で「税金相談」

タックス・アンサー

税金電話相談は、税金に関する相談をコンピューターが電話によりお答えするものです。電話をかけ、コード表に載っている項目の中からお聞きになりたい項目のコード番号をダイヤルしていただきますと、その項目についての解説が流れます。

コード表は、税務署のほか役場税務課、商工会にも備えてありますので、コード番号を確認のうえご利用ください。利用時間は毎日6時～14時。日曜・祝日などの休日にもご利用いただけます。TEL 〇二五―二二三―二二九 新潟市 〇四八―一六四七―四四四 大宮市

共同納税相談日のお知らせ

村では、下記の日程により「共同納税相談」を実施します。受付時間は、全日とも午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分までです。指定日以外の日に申告される人は、対象地域の人が優先されますので、ご了承ください。

会場	相談日	対象地区	
		午前(8時30分～12時)	午後(1時～4時)
間瀬地区 公民館	2月18日(金)	間瀬1区～4区	間瀬5区～7区
	2月22日(火)	金池・久保田	猿ヶ瀬・南谷内 北野・白
	2月23日(水)	西 中	潟上・横曾根
	2月24日(木)	和納1区・2区	和納3区・4区
	2月25日(金)	原・富岡	津 雲 田
	3月1日(火)	樋 曾	栄
	3月2日(水)	新 谷	西 船 越
	3月3日(木)	油 島	高 畑
	3月4日(金)	和 納 6 区	和納5区・7区
	3月7日(月)	高橋・和納9区 和納10区	指定日に申告 出来なかった人
	3月8日(火)	和納8区・12区	和納11区・三田
	3月9日(水)	橋 本	岩室・西長島
	3月10日(木)	夏井1班～5班	夏井6班～8班
	3月11日(金)	石瀬1班～7班	石瀬8班～14班
	3月14日(月)	指定日に申告出来なかった人	
3月15日(火)	指定日に申告出来なかった人		

ことしは、固定資産の「評価替え」の年

◎ 正しい評価とおろさない負担

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者が、その資産価値に応じて納める税金で、土地と家屋については三年ごとに評価替えが行われます。ことし(平成六年度)は、その評価替えの年に当たります。今回の評価替えは、「土地評価の適正化」と「適切な税負担の調整」がメインテーマです。

◎ 土地評価の適正化

今回の評価替えで、土地(宅地)について、全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に、評価の均衡化・適正化が図



白色申告の方も
収支内訳書の添付を
安全便利な
振替納税を!



『安全です。』

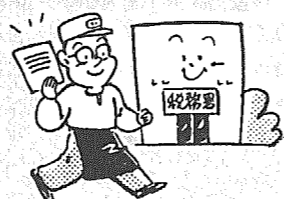
今やキャッシュレス時代! 振替納税(口座引落し)は、現金を持ち歩く必要がなく、大変便利です。また、うっかり納税を忘れてしまうことなく納税したことが預金通帳にも記載されます。

手続きは簡単! お近くの金融機関、もしくは役場税務課にお問い合わせください。

還付金の受取りは 口座振込で!

『確実に便利です!』 還付申告をされるかたは、還付金額の受取りに本人の銀行口座による受取りが大変便利です。是非ご利用ください。手続きは申告の際、本人名義の預貯金のある金融機関名と口座番号を申告書に記載するだけで結構です。

消費税(個人事業者)の 申告は3月31日まで



忘れずに!

税金についてのおたずねは

■ 巻 税 務 署
☎ 7 2 2 3 5 5
■ 役 場 税 務 課
☎ 8 2 4 1 1 1

◎ 適切な税負担の調整

評価替えに伴う税負担については、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充をはじめとした、総合的かつ適切な調整措置が講じられています。ですから、今回の評価替えで評価額が上昇しても、土地については五%程度の増加に抑えられ、逆に、家屋については少なくとも三%は軽減されます。

※なお固定資産税についての詳しくは、役場税務課資産課係(☎ 82-411-11 線一三六、一三七)までお問い合わせください。